

## 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人益城町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 定款第6条（1）（2）に規定する役員
- 二 定款第14条第2項に規定する評議員
- 三 業務上委嘱・依頼した（民生児童委員、高齢者相談員、心配ごと相談員）その他、会長が必要と認めた者

### (報酬)

第3条 役員等に対しては、原則として報酬は支給しない。

### (費用弁償)

第4条 会長が特に必要と認める役員等については、当該役員等が職務を行うために要する費用について弁償するものとし、その額は、別紙1に規定するところによる。

### (実施細則)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から適用する。